

岡山大学教師教育開発センター規程

〔平成22年3月31日〕
岡大規程第13号

改正 平成22年8月9日規程第82号

平成23年3月31日規程第59号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大則第1号）第26条の規定に基づき、岡山大学教師教育開発センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、岡山大学（以下「本学」という。）における教員養成カリキュラムの管理・運営体制の整備を行い、組織的指導体制を確立するとともに、学校教育の実践に関わる研究開発を推進し、高度の教育実践力を有する教員養成に資することを目的とする。

(自己評価)

第3条 センターは、センターの活動及び組織運営の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、本学の職員以外の者による検証を受けることを原則とする。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 センターは、センターの活動及び組織運営の状況について、定期的に公表する。

(業務)

第5条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 全学教職コア・カリキュラムの開発及び研究に関すること。
- 二 教育実習の企画・運営・研究に関すること。
- 三 教職支援・教職相談に関すること。
- 四 教育学部附属学校園との連携協力事業の実施に関すること。
- 五 岡山県等との連携協力事業の実施に関すること。
- 六 理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）養成事業に関すること。
- 七 その他センターの目的を達成するために必要な事項

(部門)

第6条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

- 一 教師教育開発部門
- 二 教職支援部門
- 三 教職コラボレーション部門
- 四 理数系教員養成事業部門

2 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第7条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
- 二 副センター長 2人
- 三 専任教員
- 四 その他必要な職員

2 職員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。

(センター長)

第8条 センター長は、教育学部長をもって充てる。

2 センター長は、センターに関する事項を掌理する。

(副センター長)

第9条 副センター長は、センター長が指名する。

2 副センター長は、総務担当及び連携担当とし、センター長の職務を助ける。

(部門長)

第9条の2 第6条第1項各号に掲げる部門に部門長を置き、センターの専任教員のうちからセンター長が指名する。

2 部門長は、他部門と連携を図りながら部門における業務を処理する。

(運営委員会)

第10条 センターに、センターの運営に関する事項を審議するため、岡山大学教師教育開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 センターの事務は、教育学系事務部において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。